

---

# 伊勢市企業立地マッチング促進事業

---

## 不動産情報提供者として登録しませんか

市内へ立地を希望する企業の皆様をサポートするため、工場等の立地に適した未利用の土地及び建物に係る不動産情報を提供することにより、企業立地の促進、産業系用地などの有効活用を図ることを目的としています。

これは、不動産業者や金融機関などの『宅地建物取引業者』の方に『不動産情報提供者』として登録していただき、立地希望企業のニーズに合った市内の事業用地を探して、マッチングするシステムです。

### 制度概要

---

1. 市に不動産情報の登録
2. 伊勢市ホームページへの情報掲載又は、市が情報を保管し優先的に立地希望企業へ情報提供
3. 伊勢市ホームページでの掲載情報及び、市の保管する情報に適合するものがない場合、立地希望企業は不動産情報提供の申請
4. 不動産情報提供者は、適合する物件の有無を市へ報告
5. 立地希望企業が希望する物件について不動産情報提供者と売買・賃貸について交渉

※ 伊勢市ホームページへ掲載は、不動産情報の登録の際に選択していただけます。

※ 不動産情報は、市が推奨や取引の仲介を行うものではなく、各物件についてのお問い合わせや、取引にあたっての連絡は、立地希望企業と各物件の不動産情報提供者が直接行っていただきます。

※ 本事業における、伊勢市への不動産情報の提供は無償とします。

※ 契約に至った際は、立地希望企業に対して仲介に係る手数料を請求してください。

### 不動産情報提供者の登録の申し込み

---

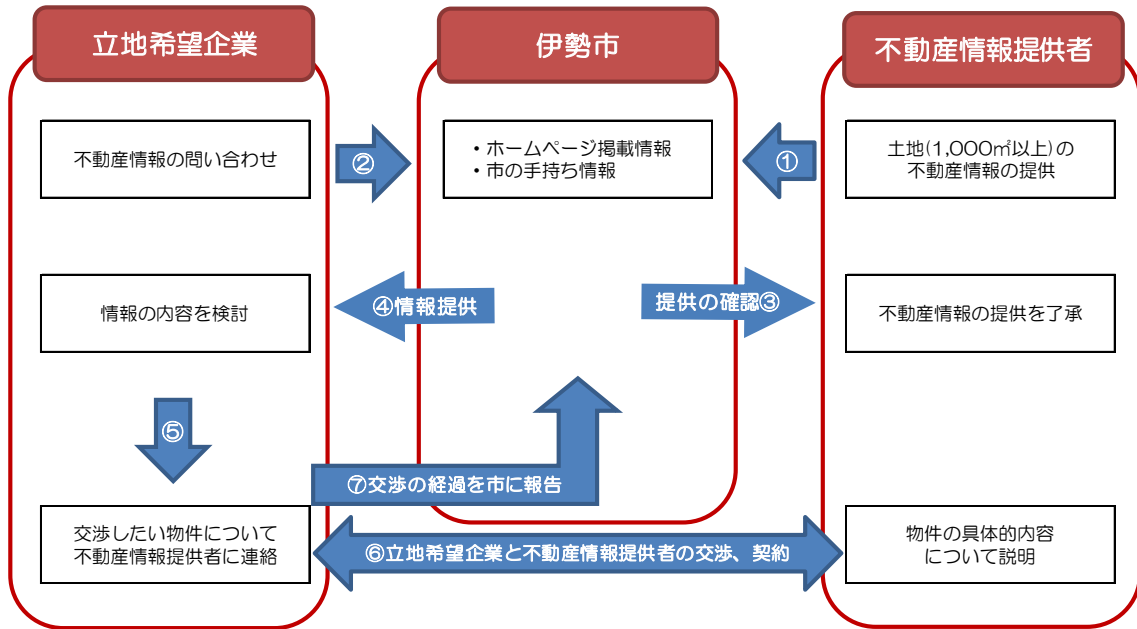
不動産情報提供者登録申請書(様式第1号)に宅地建物取引業の免許証などの写しを添えて申し込みください。

申し込みにあたっては、以下の要件にご注意ください。

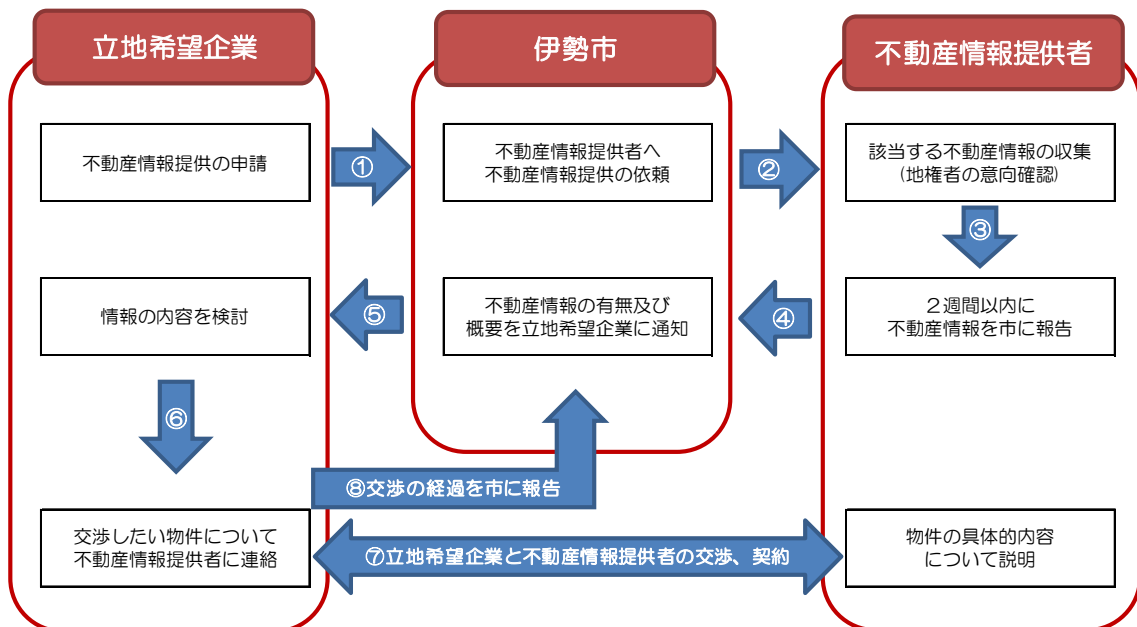
- ① 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3項に規定する宅地建物取引業者または同法第77条第3項の規定による届出を行った信託会社若しくは同条第4項の信託業務を兼営する金融機関であること。
- ② 本市の進める企業立地などに協力する意思があること。
- ③ 申請内容をホームページなどで公開することについて、承諾していること。
- ④ 電子メールなどによる電子媒体又はFAXによる情報交換に対応できること。
- ⑤ 市外の立地用地等のあっせんを主たる目的としないこと。

# 伊勢市企業立地マッチング促進事業 流れ

## 情報発信事業



## 情報提供事業



## 不動産情報提供者の有効期限

---

登録の決定の日から3年間とし、再登録いただけます。

登録の期間中、宅地建物取引業の免許証を更新した際は写しをご提出いただきます。

## 不動産情報の登録の申し込み 情報発信事業

---

不動産情報登録申請書(様式第7号)に媒介契約書の写しを添えて申し込みください。  
提供された不動産情報の登録有効期間は、媒介契約の期間までです。

(期限が過ぎた情報は抹消しますが、再登録も可能です。)

申し込みにあたっては、以下の要件にご注意ください。

- ① 市内の一体となる1,000㎡以上の土地において企業立地に適した物件の売買及び貸借に関する情報。
- ② 不動産情報提供者との間で媒介契約が締結されている物件。
- ③ ホームページ掲載に承諾しない情報については市で保管する。

## 不動産情報の提供 情報提供事業

---

市からの依頼があった場合、立地希望企業の条件に適合する不動産情報の有無を確認し、2週間以内に不動産情報提供書(様式第14号)により市へ報告してください。

当該不動産情報があった場合は、媒介契約書の写しを添えてください。

## 取り扱えない物件

---

次の物件は、取り扱うことができません。

- ① 消防法、建築基準法、都市計画法、その他の法令(条例及び規則を含む)に抵触するもの
- ② 立地しようとする施設が伊勢市都市マスタープランなどの本市のまちづくりの方針に合致しないもの
- ③ その他市長が本事業の対象とすることが不相当と判断するもの

### お問い合わせ



# 伊勢市

伊勢市産業観光部 商工労政課 産業支援係  
〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号  
TEL: 0596-21-5633 FAX: 0596-21-5651  
MAIL: syoko@city.ise.mie.jp

伊勢市企業立地マッチング

検索